

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする 教育予算の充実に関する意見書

日本は、OECD加盟諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、日本の小中学校における31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文部科学省の調査によれば小学校で54%、中学校では82%にも上っています。

子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレムや中1ギャップへの対応も必要となっていることから、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためにも、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

日本の教育を考える10人委員会が実施したアンケートにおいても、保護者が30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いでもあります。

そこで、OECD加盟諸国並みの豊かな教育環境を整備するために「義務標準法」を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下にすべきと考えます。

また、教育予算についても、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

よって、政府におかれては、一人ひとりの子どもたちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づけている、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD加盟諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度及びその国庫負担率を堅持すること。
- 3 豊かで行き届いた教育を実現するため、教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月29日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣